第六十条の四中「第三百九十八条ノ十四第一項ただし書」を「第三百九十八条の十四第一項ただし書」に改める。

第六十一条の三第一項中「第三百九十八条ノ十二第二項」を「第三百九十八条の十二第二項」に改める。

第六十三条中「第三百七十四条」を「第三百七十五条」に、「添附した」を「添付した」に改める。

（自動車登録令の一部改正）

第四条　自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号及び第五十四条中「第三百九十八条ノ九第一項又は第二項」を「第三百九十八条の八第一項又は第二項」に改める。

（漁業登録令の一部改正）

第五条　漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第三百七十四条（被担保債権の範囲）」を「第三百七十五条（抵当権の被担保債権の範囲）」に改める。

第二十条中「（債権者の代位）」を「（債権者代位権）」に、「且つ」を「かつ」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令及び自衛隊法施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「民法第四編第五編（明治三十一年法律第九号）」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）」に改める。

一　防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の十二第一項第二号

二　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第五十四条

（農地法施行令等の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「第二百六十九条ノ二第一項」を「第二百六十九条の二第一項」に改める。

一　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第一条の四第一号

二　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第四十三条の三

三　都市再開発法による不動産登記に関する政令（昭和四十五年政令第八十七号）第五条第二項

（航空機登録令の一部改正）

第八条　航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の三第一項中「第三百九十八条ノ九第一項又は第二項」を「第三百九十八条の八第一項又は第二項」に改める。

第四十六条の四第一項中「第三百九十八条ノ十四第一項ただし書」を「第三百九十八条の十四第一項ただし書」に改める。

（建設機械登記令の一部改正）

第九条　建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第三百九十八条ノ十四第一項ただし書」を「第三百九十八条の十四第一項ただし書」に改める。

別表の十の項中「第三百九十八条ノ十六」を「第三百九十八条の十六」に改め、同表の十二の項中「第三百七十五条第一項」を「第三百七十六条第一項」に、「第三百九十八条ノ十六」を「第三百九十八条の十六」に改め、同表の十四の項中「第三百九十八条ノ十二第二項」を「第三百九十八条の十二第二項」に改め、同表の十五の項中「第三百九十八条ノ十九第二項」を「第三百九十八条の十九第二項」に改め、同表の十六の項中「第三百九十八条ノ二十第一項第三号」を「第三百九十八条の二十第一項第三号」に改め、同表の十七の項中「第三百九十八条ノ二十第一項第四号」を「第三百九十八条の二十第一項第四号」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第十条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条の三第一項第三号中「第八十三条ノ三」を「第八十四条の二」に改める。

第四十条の十四第二項中「第二百六十九条ノ二第一項」を「第二百六十九条の二第一項」に改める。

（揮発油税法施行令等の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「（法定相続分・代襲相続分・指定相続分）」を「（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定）」に改める。

一　揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）第三条第二項第一号

二　酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第三十九条第三項第一号

三　石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第十五条第二項第一号

四　印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）第十条第四項第一号

五　航空機燃料税法施行令（昭和四十七年政令第五十七号）第六条第二項第一号

六　石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）第十三条第二項第一号

七　たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第十一条第二項第一号

（所得税法施行令の一部改正）

第十二条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十七条第一項第三号中「第八十三条ノ三（主務官庁の権限に属する事務の処理）」を「第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第十三条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号ヘ中「（扶養義務者とその範囲）」を「（扶養義務者）」に改める。

第七十七条第一項第三号中「第八十三条ノ三（主務官庁の権限に属する事務の処理）」を「第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）」に改める。

（ダム使用権登録令の一部改正）

第十四条　ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「第三百七十四条」を「第三百七十五条」に改める。

第五十六条中「第三百七十五条第一項」を「第三百七十六条第一項」に改める。

（地価税法施行令の一部改正）

第十五条　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第二百六十九条ノ二第一項（地下又は空中の地上権）」を「第二百六十九条の二第一項（地下又は空間を目的とする地上権）」に改める。

（公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正）

第十六条　公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第一編第二章」を「第一編第三章」に改める。

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第十七条　次に掲げる政令の規定中「能力」を「行為能力」に改める。

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第六条第二号ヘ

二　特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第四条第二号ヘ

三　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）第十六条第二号ト及び第十七条第二号ハ

（不動産登記令の一部改正）

第十八条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第七号中「第三百九十八条ノ十四第一項ただし書」を「第三百九十八条の十四第一項ただし書」に改める。

別表の四十七の項中「第三百九十八条ノ十六」を「第三百九十八条の十六」に改め、同表の四十九の項中「第三百七十五条第一項」を「第三百七十六条第一項」に、「第三百九十八条ノ十六」を「第三百九十八条の十六」に改め、同表の五十一の項中「第三百九十八条ノ十二第二項」を「第三百九十八条の十二第二項」に改め、同表の五十二の項中「第三百九十八条ノ十九第二項」を「第三百九十八条の十九第二項」に改め、同表の五十三の項中「第三百九十八条ノ二十第一項第三号」を「第三百九十八条の二十第一項第三号」に改め、同表の五十四の項中「第三百九十八条ノ二十第一項第四号」を「第三百九十八条の二十第一項第四号」に改め、同表の五十六の項中「第三百九十八条ノ